

一般廃棄物処理業許可証

所在地（住所） 清須市西須ヶ口58番地
法人名（屋号） 永井産業 株式会社
代表者氏名（氏名） 代表取締役 永井 宏典 様

平成30年1月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

平成30年3月20日

東海市長 鈴木 淳 雄



- 1 許可の種類 一般廃棄物収集運搬業
- 2 廃棄物の種類 事業系一般廃棄物及び特定家庭用機器
- 3 許可期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 許可区域 東海市全域
- 5 許可条件
 - (1) 収集運搬する廃棄物は、事業系一般廃棄物及び一般家庭から排出される特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する特定家庭用機器とする。
 - (2) 運搬先の指定
 - ア 事業系一般廃棄物については、東海市清掃センターとする。
 - イ 特定家庭用機器については、東海市及び常滑市の指定引取場所とする。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定家庭用機器再商品化法及びその他関係法令を遵守しなければならない。